

# 労務 ROAD

## ■運転前後のアルコールチェックが義務化されます！

2022年に道路交通法が改正され、一定台数以上の白ナンバーの社用車を所有している企業に対して、アルコールチェックが義務化されました。アルコール検知器を用いたアルコールチェックは世界的な半導体不足によるアルコールチェッカーの不足により、延期されてきましたが、ある程度市場に出回り確保できる状態になったことから、**アルコールチェッカーを用いたアルコールチェックの実施が2023年12月1日から義務化する**ということが正式に決まりました。

これにより、2023年12月1日より安全運転管理者の業務に以下の業務が追加されます。

- ① 運転前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無を確認する他、**アルコール検知器を使用して確認を行うこと。**
- ② 確認の記録を1年間保存し、**アルコール検知器を常時有効に保持すること。**



### 目視等での酒気帯びの有無確認について

酒気帯びの有無の確認とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することを言います。**確認は対面が原則です！！**

対面での確認が困難な場合・・・

- ① カメラ、モニターなどによって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する。
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接通話できる方法によって安全運転管理者が運転者の応答の声等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

### 確認内容の記録について

運転前後に酒気帯び確認を行い、次の事項について記録。

- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務に係る自動車のナンバーまたは識別できる番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認方法(対面でない場合は具体的方法)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項

### 使用するアルコール検知器について

酒気帯びの有無の確認に使用する検知器は、「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する検知器」と定められています。



【警視庁交通部より】

VOL.874  
(2310-3)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集：浜井・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

先日、男性の育児休業から戻ってまいりました。世間ではまだまだ取得率の低い男性育休ですが、育児休業を取らなければ知ることのできない育児の大変さ等を痛感することのできる非常に貴重な経験を積むことが出来ました。

この経験を活かして皆様にも有意義な情報を提供できるよう努めていきます！

(岡田)



### 10月労務スケジュール

- ・最低賃金の改定
- ・標準報酬月額の時給決定の反映(翌月徴収の場合)
- ・年末調整の準備